

令和 年 月 日

保護者 様

山梨大学教育学部附属中学校

インフルエンザに係る出席停止について

インフルエンザは、学校保健安全法に定められている感染症のため出席停止となります。治癒後、登校の際には、医師の診断を踏まえ、次の登校許可願の提出をお願いします。

なお、出席停止は欠席日数に含まれません。

<インフルエンザの出席停止期間>
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

保護者記入

インフルエンザに係る登校許可願

学校長 様

山梨大学教育学部附属中学校

年 組 氏名

受診医療機関名

診断名

インフルエンザ(A 型・ B 型・ 未判定)

診断日

月 日

*以下の基準を確認の上、各項目をチェックしてください。

チェック☐		出席停止期間の基準
<input type="checkbox"/>	1	発症日(発熱した日)を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。 ⇒発症日を記入してください。 <p style="text-align: right;">発症日 月 日</p>
<input type="checkbox"/>	2	解熱後2日を経過している。 ⇒朝から平熱に戻った日を1日と数えます。
<input type="checkbox"/>	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。

1~3を全て満たす状態に回復したので、 月 日より登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

【資料】

○学校保健安全法

(出席停止)

第十九条

校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令

(出席停止の指示)

第六条

校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒(高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の生徒を除く。)にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

(出席停止の期間の基準)

第十九条

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

ニ 第二種の感染症にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等感染にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。

Q4 インフルエンザの「発症した後5日を経過」とは、どのように数えるのですか。また、「発症」した日とは、熱が出た日のことを指すのですか。

「発症した後5日を経過」については、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。例えば、水曜に発症した場合は、翌日の木曜が1日目になりますので、「発症した後5日を経過」し、登校(園)が可能になるのは、翌週の火曜になります(ただし、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過した場合)。

また、インフルエンザは、高熱が出た日を指して「発症」とする場合が多いと予想されます。いずれにせよ、医師等に相談の上、適切な対応をしてください。

なお、インフルエンザをはじめとする第二種の感染症については、症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認められた場合には、登校(園)は可能です。

例) 発症した後5日を経過した場合の登校(園)許可の日。ただし、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過したものとする。



「学校において予防すべき感染症の解説」